

只木ゼミ後期第8問検察反対尋問レジュメ

文責：2班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側の採用する権限濫用説は、処罰範囲の限定・明確化を図ったものと思われるが、具体的には背任行為をどのような範囲にまで限定するのか。
2. 弁護レジュメ 2 頁 5～6 行目において、「故意のほかに主観的要件として目的を規定した以上、その要件は厳格であるべき」とあるが、故意と目的の事実認定が同一であるわけではない以上、故意要件の存在が積極的動機を要求する理由にはならないのではないのか。

10

以上